

第3編 風水害対策計画

第1章 総 則

第1節 風水害対策計画の方針

第1 風水害の被害想定

1 浸水想定

(1) 浸水想定河川

洪水被害には堤防から水があふれたり、堤防が決壊することによる外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫とがある。このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本町の場合、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県により、治水対策が進められた結果、本町では昭和57年の台風第18号以降、大規模な災害は発生していない。

洪水予報河川及び水位情報周知河川については、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、本町に係る河川は次のとおりである。

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H17.7.8	荒川流域の 3日間総雨量 548mm
市野川	荒川水系市野川 浸水想定区域図	埼玉県	H21.3.24	24時間総雨量 301mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県管理河川である市野川は、水防法第13条第2項による指定河川

2 浸水想定結果

(1) 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川流域に200年に1回程度起こる大雨（3日間総雨量548mm）が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況をはん濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップに示すとおりである。

これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで5m以上になるとされている。

(2) 市野川浸水想定区域

埼玉県では、市野川流域に100年に1回程度起こる大雨（24時間総雨量301mm）が降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況をはん濫シミュレーションに

より求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップに示すとおりである。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、総雨量は違うものの、浸水想定区域は、地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深 0.5m以上（床上浸水）の区域は、小見野地区と安藤川沿いの一部と考えられる。

(3) 河川別浸水想定区域内の要避難人口

浸水想定区域図をもとに、荒川のはん濫時に浸水の可能性のある区域について、人口データや建物情報等を用い、地理情報システム（GIS）による空間解析によって、浸水想定区域内の居住人口（要避難人口）を集計した結果は次のとおりである。

地 区	地区内人口 (人)	要避難人口 (人)				
		荒川	入間川	越辺川	都幾川	市野川
中 山	7,166	6,863	769	6,911	4,743	217
伊 草	6,660	6,660	6,365	6,660	6,660	15
三保谷	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130	136
出 丸	1,701	1,701	1,646	1,701	1,646	22
八ツ保	2,281	2,281	2,000	2,281	2,281	144
小見野	2,012	2,012	1,012	2,012	2,012	977
計	21,950	21,647	13,922	21,695	19,472	1,511

注1) 地区内人口は、住民基本台帳（平成24年6月1日現在）による。

注2) 要避難人口は、浸水深が0.5m以上（床上浸水）の浸水想定区域内の人口とした。

第2 風水害対策の基本的な考え方

本町は、周囲を河川に囲まれており、また、囲堤の内部においても、かんがい排水用等の水路も多く、水害に対する予防は特に重要であり、大雨に伴う河川のはん濫、浸水及び冠水への対応を基本とした防災対策を推進する。

1 被害特性を反映させる

本町における近年の水害は、台風期の大雨に伴い、用・排水路の未整備地域で一部道路冠水等の被害が出ている。また、堤防が決壊した場合は、町の大部分が浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。このような被害特性を反映した計画を策定する。

2 総合的な治水対策

水害を防ぎ、治水水準を向上させるために、河川及び下水道の整備に加えて流域における雨水の貯留、浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等を含めた総合的な治水対策を進める。

3 事前行動計画（タイムライン）を取り入れた活動体制の整備

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、かつ近年の進路予報精度の向上により、先を見越した対応により減災が可能である。

あらかじめ、町、周辺市町村及び各防災関係機関が協力し、時系列の災害対応事項を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、早期の的確な防災対応とそれによる被害の最小化（減災）が期待できる。

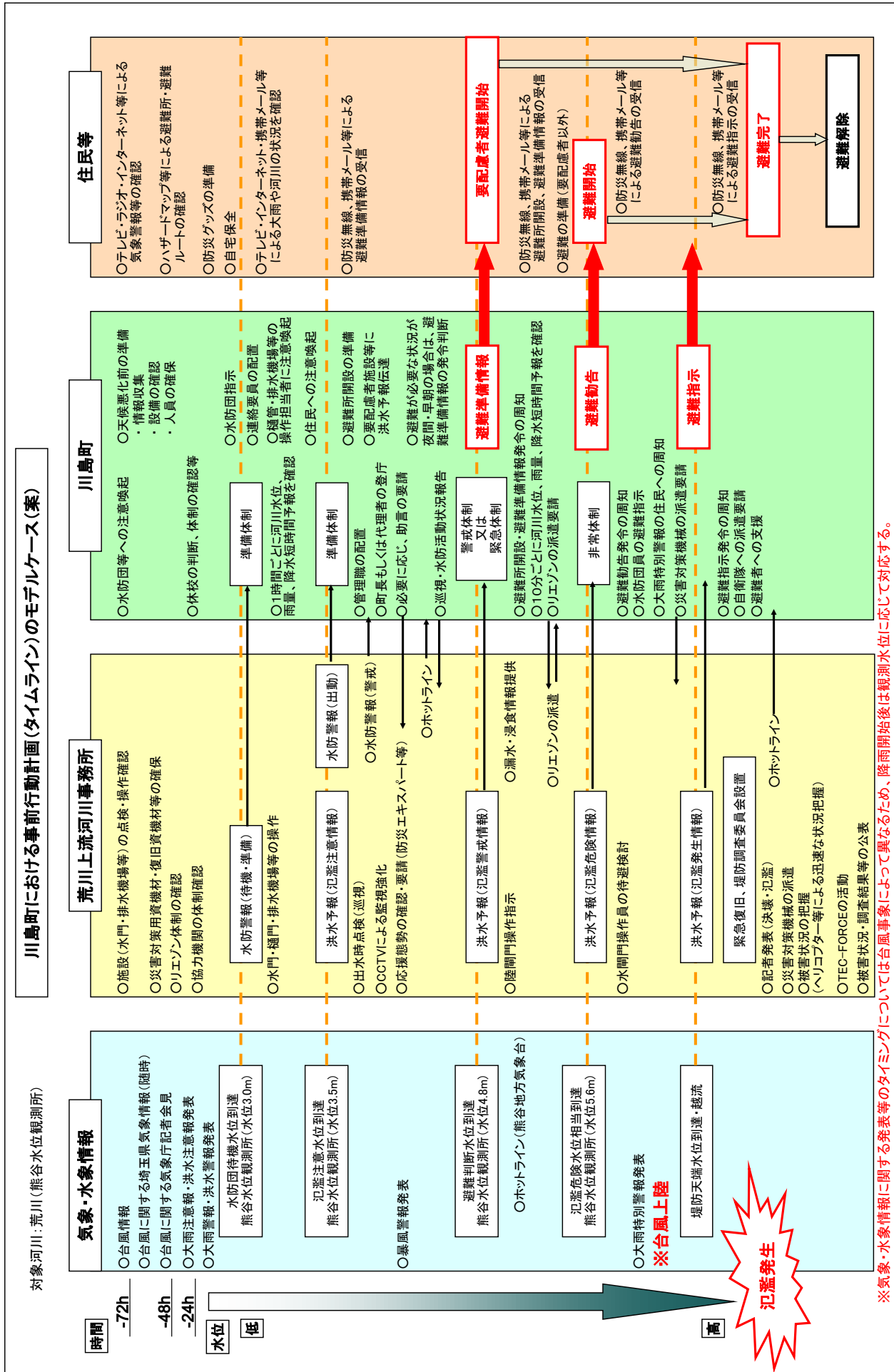
事前行動計画の有効性は、これまでの国の取り組みにより明らかになっており、荒川流域においても、荒川下流河川事務所が平成26年8月に設置した検討会により、平成27年5月に足立区千住、板橋区高島平、北区赤羽周辺で、本格的なタイムライン（試行案）が作成・運用開始されたところである。

事前行動計画においては、周辺市町村や防災関係機関との連携が重要となるため、今後の国によるガイドライン作成等の動向を踏まえ、本町及び防災関係機関においても事前行動計画の作成について検討し、台風の接近や大雨による風水害に備えた活動体制の整備を図るものとする。

《参考》

○事前行動計画（タイムライン）とは

台風による大規模水災害など、予測できる災害に対して、自治体や政府、交通機関、企業、住民などが災害発生前から発生後まで、あらかじめ時間ごとに相互に連携した予防対応・応急措置を明確にしておく防災計画のこと。いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述し、災害発生前から発生後まで、時間軸をベースとして計画を策定する。



4 洪水避難の方針

大雨や台風は、地震災害とは異なり、気象情報などにより、洪水災害の危険性をある程度予測することができるため、雨量や河川水位の状況などから適切な時期に避難を呼びかける必要がある。

避難は、浸水想定区域外への避難を原則とするが、浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、指定している避難所で浸水想定区域内であっても避難施設の浸水しない階を避難所として利用するものとする。また、地域にある構造物で高台としての機能がある施設に緊急的に避難（垂直避難）することについて、企業等へ働きかけるものとする。

はん濫シミュレーションの結果では、各河川において、本町に接している箇所及び近傍の堤防が決壊した場合による各避難所の最大浸水深と施設使用可能階は次表のとおりである。

《参考》

◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することをいう。

なお、国土交通省では2013年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上（2階浸水）、0.5m～3.0m未満（1階床上浸水）、0.5m未満（1階床下浸水）の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m～3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避」などとしている。

各避難所における浸水深と使用可能階

河川	破堤点※1 (k)	小学校区		中山		伊草		三保谷		出丸		八ッ保		小見野		
		避難所 建物階数	中山小学校 3F	西中学校 3F	伊草小学校 3F	三保谷小学校 2F	川島中学校 3F	出丸小学校 3F	八ッ保小学校 2F	町民体育館等※2 2F	小見野小学校 2F					
		所在地	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階	浸水深 (m)	使用可能 階
荒川 右岸	56.8	比企郡川島町東部地内	0.28	1~3F	2.32	3F	2.16	3F	3.45	不可	3.29	3F	2.22	不可	2.59	不可
荒川 左岸	54.8	比企郡川島町東野地内	0.19	1~3F	2.23	3F	2.07	3F	3.36	不可	3.20	3F	2.13	不可	2.50	不可
入間川 左岸	53.2	比企郡川島町出丸下郷地内	0.38	1~3F	2.41	3F	2.26	3F	3.55	不可	3.39	3F	2.32	不可	2.69	不可
	7.8	比企郡川島町釘無地内	-	1~3F	0.75	2~3F	0.59	2~3F	1.88	2F	1.72	2~3F	0.65	2F	1.02	2F
	5.8	比企郡川島町上大屋敷地内	-	1~3F	1.48	2~3F	1.31	2~3F	2.60	不可	2.44	3F	1.37	2F	1.74	2F
	3.6	比企郡川島町八幡6丁目地内	0.75	2~3F	1.84	2~3F	1.68	2~3F	2.97	不可	2.81	3F	1.74	2F	2.11	不可
越辺川 左岸	2.2	比企郡川島町上伊草地内	1.60	2~3F	3.63	3F	3.47	3F	4.76	不可	4.60	3F	3.51	不可	3.90	不可
	1.8	比企郡川島町上伊草地内	2.36	3F	4.40	3F	4.24	3F	5.53	不可	5.36	不可	4.30	不可	4.67	不可
	0.2	比企郡川島町伊草地内	1.87	2~3F	3.91	3F	3.75	3F	5.04	不可	4.88	3F	3.81	不可	4.18	不可
都幾川 左岸	2.8	栗松山市下野本地内	0.08	1~3F	1.18	2~3F	1.02	2~3F	2.31	不可	2.15	3F	1.08	2F	1.45	2F
	2.0	栗松山市下野本地内	1.02	1~3F	1.09	2~3F	0.93	2~3F	2.22	不可	2.06	3F	0.99	2F	1.36	2F
	0.6	比企郡川島町長楽地内	0.02	2~3F	3.02	3F	2.86	3F	4.15	不可	3.99	3F	2.92	不可	3.29	不可
	溢水+6.4	栗松山市古凍地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+6.2	栗松山市古凍地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+6.0	栗松山市古凍地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+5.8	栗松山市古凍地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
市野川 右岸	溢水+5.6	栗松山市古凍地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+5.0	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+4.8	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+4.6	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+4.4	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+4.2	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F
	溢水+4.0	比企郡川島町下小見野地内	-	1~3F	-	1~3F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~3F	-	1~2F	-	1~2F

※1「破堤点(k)」は、荒川は海(東京湾)、入間川は荒川との合流点、越辺川は入間川との合流点、都幾川は越辺川との合流点、市野川は荒川との合流点からの距離を表す。

※2「町民体育館等」は、町民会館、コミュニティセンター、町民体育館の3施設で、どの施設も同一メッシュに含まれる。

浸水深による施設使用の可否設定には下表を用いた

浸水深ランク	使用可否の設定
0.5m未満	すべての階が使用可
0.5~1.0m	1階は使用不可、2階以上使用可
1.0~2.0m	1階は使用不可、2階以上使用可
2.0~5.0m	2階以下は使用不可、3階以上使用可
5.0m以上	全階が使用不可

(参考) 明治43年の洪水では、町内全域で床上浸水の被害となったが、その時の浸水深は、伊草村や三保谷村では、2m程度の浸水で、最も深いところで3.3m程度であったとされている。(資料 川島町史)

第2章 風水害予防計画

第1節 防災組織整備計画

風水害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、川島町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期する。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第1節 防災組織整備計画」を準用する。

【資料編 1-4 「川島町水防協議会条例」参照】

第2節 防災教育・知識普及計画

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得を図るとともに、町民に対し自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育・知識の普及を行う。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第2節 防災教育・知識普及計画」を準用する。

第3節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて町民の防災意識の高揚を図るため以下の各種訓練を実施する。

■防災訓練の種類

- | | |
|--------|----------------------|
| ➤ 水防訓練 | ➤ 情報収集伝達訓練 |
| ➤ 消防訓練 | ➤ 図上訓練、避難所開設・運営訓練 |
| ➤ 避難訓練 | ➤ 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練 |

第1 訓練別の実施計画

1 水防訓練

川島町は、四囲を河川に囲まれており、水害への対応は重要な災害対策として位置づけられる。このため、洪水に対応した水防機関の水防工法の習熟と防災関係機関との連携を図ることを目的とする。

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
5月 ～6月	竹とげ・杭ごしらえ・五徳縫い・木流し・ 表シート張り・月の輪・積土のう等	川島町囲堤 (毎年決定)	川島町・消防署・川島町水防 団・自主防災組織

2 消防訓練

消防組合は、地震災害・風水害・その他災害等を想定し、それぞれの業務に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

- (1) 参集、初動処置、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練
- (2) 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練
- (3) 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

3 避難訓練

町は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、訓練を実施する。

また、保育園、幼稚園、病院及び社会福祉施設等は、幼児、児童、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の要配慮者の生命、身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

4 情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

5 図上訓練、避難所開設・運営訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼす恐れがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、町及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

6 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、町民、自主防災組織及び事業所等は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟する。

(1) 町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(2) 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関係防災機関との連携を図るため、町、消防署及び水（消）防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 事業所等の訓練

病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

第2 訓練の検証

訓練後は、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行う。また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映し、より実効性の高い訓練の実施に努める。

第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みづくりが必要である。

近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築を図る。また、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画」を準用する。

第5節 水害予防計画

台風や豪雨等による河川・水路の増水等の水害予防対策を検討し、被害軽減を図る。

第1 河川の整備

本町の周囲には、東を荒川、西を都幾川、越辺川、南を入間川、北を市野川が流れており、町内には安藤川、横塚川が流れている。これらの各河川の改修は、計画的に進められてきているが、更に国及び県に改修の促進を働きかける。

第2 雨水整備

1 排水機場等の整備

雨水排水のための排水路、排水機場、排水ポンプ等の整備・改修を計画的に推進する。町内の排水機場は、次のとおりである。

施設名	排水量	管理者
川島排水機場	30.0 m ³ /s	国土交通省荒川上流河川事務所
鳥羽井排水機場	6.5 m ³ /s	川島町土地改良区
八幡雨水排水機場	1.5 m ³ /s	川島町

2 下水道の整備

下水道施設の維持管理の充実に努め、浸水被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

3 雨水流出抑制施設の整備

(1) 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場等を掘り下げたり、貯留槽を設置することを検討する。

(2) 浸透施設の整備

- ① 雨水を地中に浸透させるため、浸透井や浸透ますなどの整備を推進する。
- ② 道路や駐車場などに浸水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させる事業を推進する。

第3 警戒・水防体制の強化

1 雨量及び水位の情報収集

雨量、水位及び被害状況等の災害関連情報を即座に処理、利用できる災害情報システムの整備を図る。

2 水防体制の強化

水害の軽減を図るため、町、水防団及び消防署等の水防体制の強化に努める。

3 水防活動用資機材の整備

水害時の応急活動に必要な資機材を整備し、その維持、管理に努める。

第4 ハザードマップの作成・配布

1 洪水ハザードマップ

町は、国及び県の示した浸水想定区域を基に、町民にそれぞれの浸水状況を知らせ、水害にあっても被害を最小に止め得るような生活様式の確立、避難所、ルートを選定などを行うため、洪水ハザードマップを作成し、配布する。

なお、国及び県の示した浸水想定区域が見直された場合は、洪水ハザードマップについても見

直しを行う。

2 内水ハザードマップ

町は、浸水被害の軽減を図るために、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、町ホームページにより住民に情報提供を行っている。

第5 その他水防法に基づく措置

平成25年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、町からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

【資料編3-9「医療関係施設の現況」参照】

【資料編3-15「文教施設の現況」参照】

【資料編3-16「児童福祉施設の現況」参照】

【資料編3-17「社会福祉施設の現況」参照】

(※川島町は、町内全域が浸水想定区域となる)

第6節 防災まちづくり計画

災害対策の基本的な方策は、町を災害に強い都市構造につくりかえることである。

そのためには、建築物の耐震不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を推進することである。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第6節 防災まちづくり計画」を準用する。

第7節 避難対策

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて避難計画を策定する。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第7節 避難対策」を準用する。

第8節 応急住宅対策計画

風水害による家屋の浸水、倒壊等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制整備を推進していく。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第8節 応急住宅対策計画」を準用する。

第9節 救急救助・医療救護整備計画

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療体制、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び地域あるいは他市町村との医療応援体制について、十分な医療体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第9節 救急救助・医療救護整備計画」を準用する。

第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。なお、本町は大規模水害時には町全域が浸水するおそれがあり、河川別浸水想定区域内の要避難人口は、最大でほぼ全ての町民となるが、避難者数の想定は、困難である。このため、備蓄物資の数量等については、震災対策計画を準用する。

なお、食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、乳幼児、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した品目を補充していく。また、本町は県内有数の米の産地であることから、各家庭で米を備蓄しておくよう啓発を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第10節 物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が災害発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会に対応し、要配慮者等の防災対策を積極的に推進していくとともに、情報伝達や避難誘導等を円滑に行うための避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画」を準用する。

第12節 文教対策計画

災害時における、幼児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。また、貴重な文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て、災害の予防と保護を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第12節 文教対策計画」を準用する。

第13節 遺体の埋・火葬対策計画

災害によって亡くなった方の遺体については、速やかに搬送し、埋・火葬に必要な処置を行う。そのために必要な遺体の埋・火葬体制の整備を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第14節 遺体の埋・火葬対策計画」を準用する。

第14節 防疫対策計画

災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、被災地における防疫活動を実施する。そのために必要な防疫体制の整備を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第2章 震災予防計画
「第15節 防疫対策計画」を準用する。

第15節 調査研究

防災研究となる過去の災害記録、公共施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、必要に応じて活用できるよう努める。

第1 調査研究事項

調査研究事項は、次のとおりである。

- (1) 災害想定
- (2) 本町風水害の特質と最近の傾向
- (3) 危険地区の実態把握と被害想定
- (4) 災害情報の収集伝達に関する総合的システム
(避難情報の発令・伝達方法等)

第2 研究成果の活用

町は、風水害に関する調査研究等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 配備・動員計画

町内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び川島町地域防災計画並びに関係機関の防災に関する計画に定めるところにより、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力する。

第1 配備・動員体制

1 体制の種別及び配備区分

風水害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって警戒にあたる体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活動内容
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想される場合 ・水防警報が発表された場合 ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報（氾濫警戒情報）が発表された場合 ・小規模の災害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な応急措置をする体制 ・情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制

(2) 災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進する体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活動内容
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報（氾濫警戒情報）が発表された場合 ・複数箇所被害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予測される場合（町に災害救助法が適用又は適用が予想される場合） ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な応急措置をする体制 ・災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報（氾濫危険情報）が発表された場合 ・大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき、また予想される場合 （多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合） ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 配備体制の決定

総務課長が町長の指示を受けて行う。

なお、町長が不在または事故ある時は、次の順位による。

- 第1位 副町長
- 第2位 教育長
- 第3位 総務課長

3 職員の動員体制

災害時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内

勤務時間内における職員の動員は、総括班が配備体制を庁内放送等で周知し、あらかじめ定められた動員基準により各部長、副部長が行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における職員の動員は、配備体制の決定と同時に動員基準に基づき、かわべえメール（登録制）や各課連絡網により総括班が行う。

激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、テレビやラジオ等による情報や周囲の状況から被害状況の把握に努め、職員自らの判断により、所属の課所に参集する。

(3) 出動職員の把握

班長は、班内の職員の出動状況を取りまとめ、職員班に報告する。

(4) 職員の配備

職員の配備にあたっては、災害の長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておく。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助する。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づきあらかじめ救助体制を定めておく。

4 職員の非常心得

- (1) 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 各部の部長、副部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
- (4) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料その他活動に必要な物を携行すること。
- (5) 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報の把握に努め、参集途上状況報告書により所属の班長に報告すること。
- (6) 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖

町長は、町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、本計画及び川島町災害対策本部条例に基づき、川島町災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 複数箇所で被害が発生した場合
- (2) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想される場合
- (3) 堤防の破堤のおそれがある場合
- (4) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は発生が予想される場合
- (5) その他町長が必要と認めた場合

2 設置場所

本部は、本庁舎内に置き、正面玄関に「川島町災害対策本部」の表示をする。

なお、本庁舎が使用できない場合は、コミュニティセンター又は保健センターを使用する。

3 実施責任者

災害対策本部長は町長とし、町長が不在又は事故ある時は、次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

4 閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

5 本部設置及び閉鎖の通知

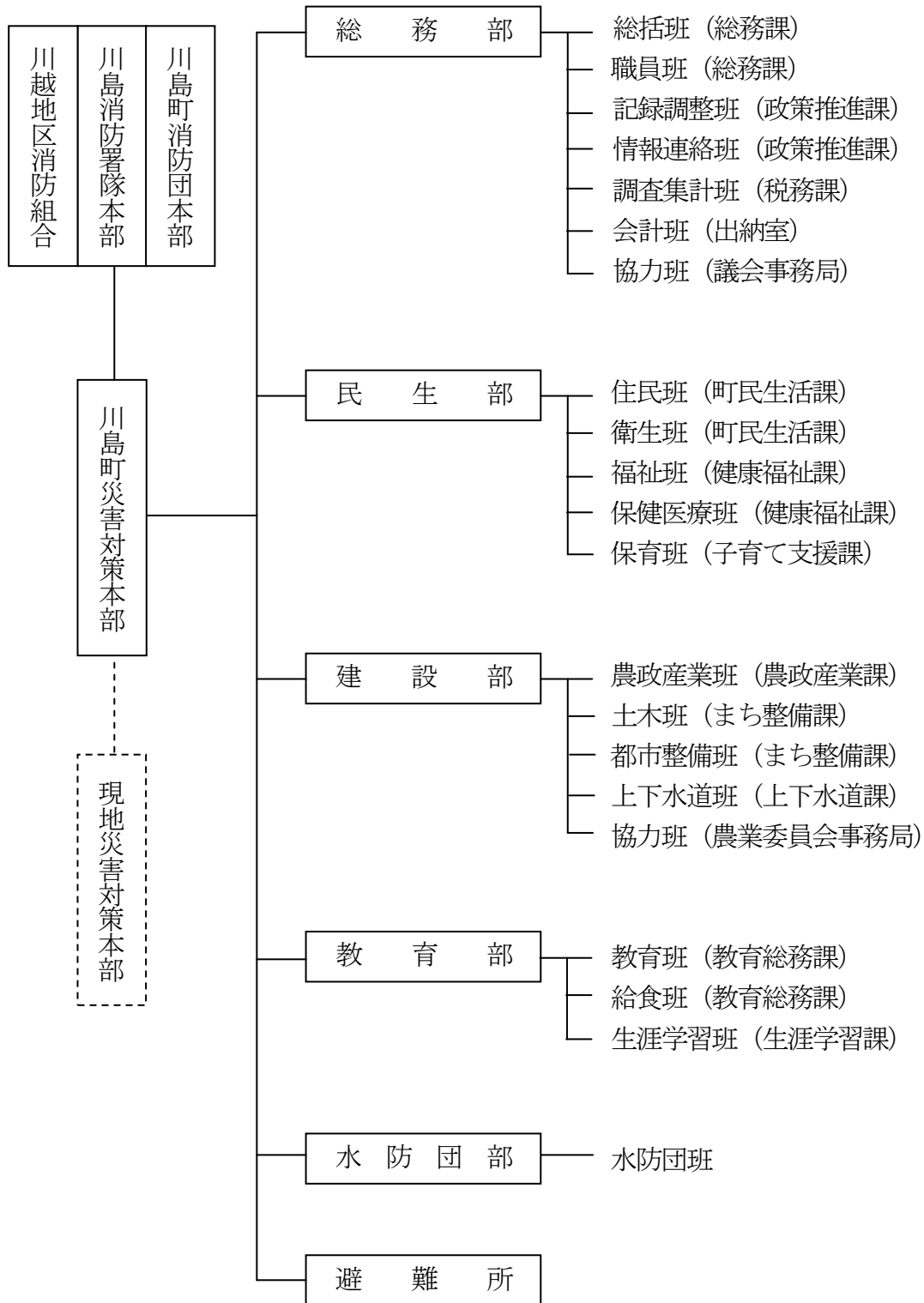
災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、電話等により次の機関等に通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と定める機関の長

第3 災害対策本部の機構・組織

1 災害対策本部の機構

災害対策本部の機構は、次のとおりとする。



2 災害対策本部の組織

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策の総合的な基本方針を決定するため、必要に応じて本部会議を開催する。

■災害対策本部の構成等

職 名	担 当 者 名	分 掌 事 務
災害対策本部長	町長	本部の事務を総括し、職員の指揮監督をする。
災害対策副本部長	副町長 教育長	本部長を助け、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	政策推進課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 子育て支援課長 農政産業課長 まち整備課長 上下水道課長 会計管理者 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 川島消防署長 水(消)防団長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、各部の指揮をとり、また、必要に応じ現地におもむき指揮監督を行う。
本部付	総務課主幹 総務課主査	各部との連絡並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

■所掌事務

- 本部の非常配備体制に関すること。
- 避難の勧告又は指示に関すること。
- 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他重要な災害対策に関すること。
- 被害状況の調査に協力すること。
- ボランティア団体の受付

■災害対策本部に用意すべき備品等

- ・職員名簿 ・有線電話及びファックス ・防災行政無線、消防無線 ・衛星携帯電話
- ・パソコン、LANケーブル ・掲示板(ホワイトボード) ・防災関係機関一覧表
- ・テレビ、ラジオ ・筆記用具等事務用品 ・懐中電灯 ・住宅地図、白図

(2) 災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務

災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務は、次表に示すとおりである。ただし、本部長及び各部長は、部・班を弾力的に運用できる。

- ① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本部の任務分担にかかわらず部・班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 本部長は、災害の規模及び被害を予測し、随時各部を出動させることができる。
- ③ 各部長は、災害規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表任務分担にかかわらず、部内班を配置換えすることができる。
- ④ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の部、班の他に部・班を設置することができる。
- ⑤ 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

■各部・班の組織

部	職務名	担当者	班	班長担当者
総務部	部長	総務課長	総括班	総務課主幹
	副部長	政策推進課長	職員班	総務課主幹
	副部長	税務課長	記録調整班	政策推進課主幹
	副部長	会計管理者	情報連絡班	政策推進課主幹
	副部長	議会事務局長	調査集計班	税務課主幹
			会計班	出納室主査
			協力班	議会事務局員
民生部	部長	町民生活課長	住民班	町民生活課主幹
	副部長	健康福祉課長	衛生班	町民生活課主幹
	副部長	子育て支援課長	福祉班	健康福祉課主幹
			保健医療班	健康福祉課主幹
			保育班	子育て支援課主幹
建設部	部長	まち整備課長	農政産業班	農政産業課主幹
	副部長	農政産業課長	土木班	まち整備課主幹
	副部長	上下水道課長	都市整備班	まち整備課主幹
			上下水道班	上下水道課主幹
			協力班	農業委員会事務局次長
教育部	部長	教育総務課長	教育班	教育総務課主幹
	副部長	生涯学習課長	給食班	学校給食センター所長
			生涯学習班	生涯学習課主幹
水防団部	部長	水防団長	水防団班長	各分団長

※ 班長担当者について、主幹を欠く場合は主査とする。

■各部・班の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の開設、閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 本部の庶務に関する事 4. 配備体制に関する事 5. 災害状況及び応急対策の総括に関する事 6. 地震情報及び気象情報の収集伝達に関する事 7. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関する事 8. 県、市町村及び防災関係機関への協力及び応援要請に関する事 9. 自衛隊の災害派遣に関する事 10. 防災行政無線に関する事 11. 避難勧告、指示等に関する事 12. 県災害対策本部への報告に関する事 13. 災害救助法の適用に関する事 14. 警戒区域の設定に関する事 15. 水防に関する事 16. 全般的指揮、命令に関する事 17. その他、他の部に属さない事 <p>※ 総括班は、情報連絡班を兼務する</p>
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の招集に関する事 2. 派遣職員及び被派遣職員の扱いに関する事 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握に関する事 4. 職員の公務災害に関する事 5. 職員の健康管理に関する事 6. 職員の給与等に関する事 7. その他職員に関する事
	記録調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長・副本部長の秘書、渉外に関する事 2. 陳情、見舞等の応接に関する事 3. 災害情報等の町民に対する広報に関する事 4. 報道機関に対する発表に関する事 5. 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 6. 被災者に対する広聴活動に関する事 7. 帰宅困難者への啓発・情報提供に関する事 8. 災害の記録に関する事 9. その他記録、調整に関する事
	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部指令の各部・各班への伝達に関する事 2. 現地本部との連絡に関する事 3. 各部・各班との連絡調整に関する事 4. 災害情報の収集及び整理に関する事 5. 庁舎及び町有財産の被害状況の調査、記録、報告に関する事 6. 庁舎及び町有財産の応急対策及び復旧に関する事 7. ライフライン被害情報の収集及び応急対策に関する事 8. 車両の配車、管理に関する事 9. 災害予算の編成及び資金の調達に関する事 10. 電子計算機の被害調査及び復旧に関する事 11. 庁内LAN及びLGWANの被害調査及び復旧に関する事 12. その他情報連絡に関する事
	調査集計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋等の被害調査、とりまとめに関する事 2. 罹災証明の発行事務に関する事 3. 税の徴収猶予、減免等に関する事 4. その他税務に関する事
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経費の出納に関する事 2. その他会計に関する事
協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会に関する事 2. 総務部内の応援に関する事 	

部名	班名	分掌事務
民生部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の調査、記録に関する事 2. 安否情報の収集、提供に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. 遺体の処理、埋火葬の手続きに関する事 5. 各種証明書（罹災証明書除く）の発行に関する事 6. 各種相談に関する事 7. 福祉班の応援に関する事 8. その他住民に関する事
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫活動（消毒、清掃、そ族昆虫駆除等）に関する事 2. 動物愛護に関する事 3. 仮設トイレの設置に関する事 4. 被災地域のし尿に関する事 5. 被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事 6. 収集手数料の減免に関する事 7. 環境センターの被害状況の調査、記録、報告に関する事 8. 環境センターの応急対策及び復旧に関する事 9. 災害廃棄物の処理に関する事 10. 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事 11. その他衛生に関する事
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の運営に関する事 2. 避難住民収容状況の確認、報告に関する事 3. 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関する事 4. 社会福祉施設等の被害状況の調査及び報告に関する事 5. 社会福祉施設等の応急対策に関する事 6. 日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事 7. 福祉避難所の開設及び運営に関する事 8. 災害ボランティアに関する事 9. 救援物資及び義援金の受領、管理、配分に関する事 10. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関する事 11. 被災者生活再建支援金の受付に関する事 12. 応急仮設住宅への入居に関する事 13. その他福祉に関する事
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護所の設置に関する事 2. 病院、診療所等の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 医師会、医療機関との連絡調整及び応援要請に関する事 4. 保健所との連絡調整に関する事 5. 医薬品等の調達に関する事 6. 防疫及び保健衛生に関する事 7. 保健センターの応急対策に関する事 8. その他保健医療に関する事
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の安全確保に関する事 2. 保育園施設の被害状況の調査、記録、報告に関する事 3. 応急保育に関する事 4. 福祉班の応援に関する事 5. その他保育に関する事
建設部	農政産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係被害の調査、記録、報告に関する事 2. 農業関係団体との連絡調整に関する事 3. 農業災害融資に関する事 4. 商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事 5. 商工業関係団体との連絡調整に関する事 6. 商工業災害融資に関する事 7. 食料及び生活必需品の調達、輸送に関する事 8. 土地改良区との連絡調整に関する事 9. その他農政産業に関する事

部名	班名	分掌事務
建設部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋りょう、河川等の被害状況の調査、記録、報告に関すること 2. 道路、橋りょう、河川等の応急対策及び復旧に関すること 3. 道路、橋りょう等の交通規制に関すること 3. 災害復旧労力の確保に関すること 4. 災害復旧用資材の確保に関すること 5. 障害物等の除去に関すること 6. 土木建設業者との連絡調整及び協力要請に関すること 7. その他土木に関すること
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公園施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 2. 公園施設の提供及び保全に関すること 3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること 4. 応急仮設住宅用地の確保に関すること 5. 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 6. 被災者の住宅相談に関すること 7. 被災住宅の応急修理に関すること 8. その他都市整備に関すること
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者への応急給水に関すること 2. 災害時の水源確保に関すること 3. 応急給水の広報に関すること 4. 上下水道施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 5. 上下水道施設の復旧に関すること 6. 下水道の排水保持に関すること 7. 八幡雨水排水機場に関すること 8. その他上下水道に関すること
	協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設部内の応援に関すること
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の安全確保に関すること 2. 児童・生徒及び教職員の被災状況の把握及び報告に関すること 3. 学校教育関係の情報収集及び報告に関すること 4. 学校教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 5. 学校教育施設の応急対策及び復旧に関すること 6. 避難所としての学校施設の開放に関すること 7. 応急教育に関すること 8. 教材、学用品の確保及び支給に関すること 9. 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること 10. その他学校教育に関すること
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害現場及び被災者への炊出しに関すること 2. 学校給食センターの被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3. 農政産業班（食料及び物資調達）との連絡調整に関すること 4. 教育部内の応援に関すること
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の被害調査及び保護に関すること 2. 社会教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること 4. 避難所としての社会教育施設の開放に関すること 5. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること 6. 関係諸団体との連絡調整に関すること 7. その他生涯学習に関すること

(3) 川越地区消防組合の所掌する事務分担

① 警防本部

本部長	副本部長	本部班長	構成課	分 掌 事 務
局長	次長	警防本部 統括班長 (警防課長)	警防課	1. 警防本部各班を統括する
		警防班長 (副課長)	警防課	1. 警防本部の設置に関する事 2. 警防本部の総合調整に関する事 3. 警防対策に関する事 4. 消防活動用資機材の確保に関する事 5. 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関する事 6. 応援消防部隊の運用に関する事 7. 避難勧告の決定に関する事 8. 警防行動の記録に関する事
		救急班長 (救急課長)	救急課	1. 救急対策に関する事 2. 医療機関との連絡調整に関する事 3. 救急活動用資機材の確保に関する事 4. 応急救護所の運用に関する事 5. 負傷者等の収容状況の把握に関する事
		総務班長 (総務課長)	総務課	1. 理事者、議会、国、県等との連絡調整に関する事 2. 災害対策本部との連絡調整に関する事 3. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 消防団の事務に関する事
		予防班長 (予防課長)	予防課	1. 災害情報の収集及び集計に関する事 2. 災害現場、報道機関等に対する広報に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 災害の予防措置に関する事 5. 災害状況の調査及び分析に関する事 6. 危険物施設等の災害予防措置に関する事
		指揮統制班長 (指揮統制課長)	指揮統制課	1. 警防本部からの命令の伝達に関する事 2. 消防部隊の指揮統括に関する事 3. 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事 4. 関係機関への連絡に関する事 5. 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関する事 6. 消防通信の統制及び運用に関する事 7. 気象情報の収集及び伝達に関する事 8. 災害現場等との通信及び記録に関する事 9. 原因調査に関する事

② 署隊本部

本部長	副本部長	署隊班長	構成課	分 掌 事 務
署隊長 (署長)	副署隊長 (副署長)	署統括班長 (消防課長)	消防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 署隊本部の総合調整に関する事 2. 署隊本部からの命令の伝達に関する事 3. 災害情報の収集、整理及び連絡に関する事 4. 消防活動状況の把握に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 活動用資機材の確保に関する事 7. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 8. 庁舎等施設の保全に関する事
		消防班長 (大隊長)	警備課 及び分署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防部隊の運用及び指揮統制に関する事 2. 消防活動の実施に関する事 3. 災害の情報収集及び状況調査に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 応急救護所の開設及び運用に関する事

③ 水(消)防団本部

部	副本部長	本部班長	分 掌 事 務
水(消)防団本部長 (水(消)防団長)	副団長	各水(消)防 分団長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災防衛活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関する事 2. 災害の情報収集、状況調査に関する事

3 体制の種別及び配備区分に基づく動員基準

(1) 災害応急対策を実施するため、次表により動員を行う。

組織の部局	課名	準備体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
総務部	政策推進課	7	2	5	全員
	総務課		5	6	〃
	税務課		2	4	〃
	出納室			1	〃
	議会事務局			1	〃
民生部	町民生活課	2	1	4	〃
	健康福祉課		2	4	〃
	子育て支援課			2	〃
建設部	農政産業課	3	2	3	〃
	まち整備課		5	7	〃
	上下水道課		1	3	〃
	農業委員会事務局			1	〃
教育部	教育総務課			2	〃
	学校給食センター			1	〃
	生涯学習課			2	〃
排水機場操作班（八幡・鳥羽井）		3	3	3	3
水防団部	水防団	3	33	33	全員
合計		18	56	82	全員

※上記を基準に各部長及び副部長（課長職）は、必要に応じ職員を動員し対応する。

※川越地区消防組合の配備区分及び動員基準については、別に定めた非常配備体制実施要領に基づく。

第2節 応急活動計画

災害時における応急活動は次のとおりとする。

第1 職員の警戒・応急対策活動

台風等の接近により風水害が予想される場合、町は警戒活動を実施し災害情報の収集を図る。また、被害が発生した場合、迅速な応急対策活動により被害の軽減及び拡大防止に努める。

1 気象情報等の収集

台風の接近等により風水害の発生が予想される場合、雨量等の気象情報及び河川水位等の必要な情報を収集する。

2 現地活動

- (1) 風水害の発生するおそれがある場合、重要水防箇所へ出動し、河川の水位や被害情報等の収集にあたる。
- (2) 住家への浸水等の被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、水（消）防団、地域住民の協力のもと、水中ポンプ及び積土のう等により被害の拡大防止を図る。
- (3) 避難の勧告等が発せられた場合、警察及び消防の協力を得て、避難者を避難所へ誘導する。

3 被害情報の収集

警察、消防及びその他防災関係機関と緊密な連携を図り、河川被害、道路被害、住家被害及び人的被害など応急対策活動に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

4 避難所の開設

避難所担当職員、又は委託契約をした避難所開設員は、総括班の指示により、避難所の開設準備を実施するとともに、救護、避難所近隣の被害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに町民への情報伝達を実施する。

5 応援の要請

町長は、被害情報等から必要と認めた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村に応援を要請する。

6 自衛隊災害派遣の要請

町長は、被害情報等から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに知事へ自衛隊の派遣を要請する。また、知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

第2 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置

1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

- (1) 出動命令
 - ① 消防署、水（消）防団等に対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずること。
 - ② 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）
- (2) 事前措置等
災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の

占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。(災対法第59条)

(3) 避難の指示

避難については、後段の避難計画による。

(4) その他応急措置等

- ① 町長の応急措置に関する責任(災対法第62条第1項)
- ② 警戒区域の設定等(災対法第63条第1項)
- ③ 工作物等の使用、収用等(災対法第64条第1項)
- ④ 工作物の除去、保管等(災対法第64条第2項、施行令第25条～第27条)
- ⑤ 従事命令(災対法第65条第1項、第63条第2項、消防法第29条第5項)
- ⑥ 災対法第63条第2項に定める、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。
- ⑦ 町長は、③により町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常すべき損失を補償する。(災対法第82条第1項)
- ⑧ 町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、町の区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。(災対法第84条第1項、施行令第36条第1項)

2 警察署等の応急措置

- (1) 警戒区域の設定(災対法第63条第2項、警職法第4条第1項)
- (2) 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等(災対法第64条第7項、第65条第2項、警職法第4条第1項)
- (3) 従事命令(災対法第65条第2項、警職法第4条第1項)

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。(災対法第77条第1項)
- (2) 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。(災対法第77条第2項)

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずること。(災対法第80条第1項)
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。(災対法第80条第2項)

第3節 相互応援協力計画

町長は、災害の規模及び初期活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第3節 相互応援協力計画」を準用する。

第4節 ボランティアとの連携

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第4節 ボランティアとの連携」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護を図るため、必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 災害救助法の適用

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第6節 災害救助法の適用」を準用する。

第7節 気象情報等収集計画

河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を整備する。

第1 注意報、警報等の種類及び発表基準等

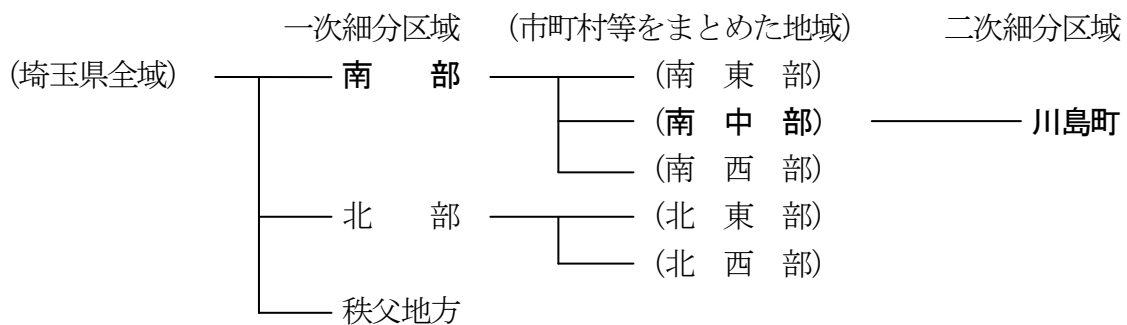
熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法に基づき、注意報、警報等を発表し関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

1 気象業務法に基づく注意報、警報等

(1) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として各市町村に細分して行われる。

町は、南部（一次細分区域）に該当するが、テレビやラジオなどでの放送の際、それぞれの放送メディアの特性によって、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でより分かりやすく伝えるため、複数の市町村をまとめた地域（市町村等をまとめた地域）の名称を用いて放送される場合がある。この場合、川島町は南中部に該当する。



(2) 種類及び発表基準

熊谷地方气象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧

種 類		発 表 基 準		
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量60mm以上と予想される場合 土壌雨量指数基準：97
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さが10cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 その基準は、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 実効湿度が55%以下、最小湿度が25%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こることが予想される場合
			霜注意報 低温注意報	早霜、晩霜により、農作物等に著しい被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 早霜、晩霜期等に4℃以下になると予想される場合 夏期：低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
			洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量60mm以上 複合基準：3時間雨量40mm以上かつ流域雨量指数 入間川流域=33
	※水防活動 の用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
		水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
	警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報
暴風雪警報				平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報 大雪警報			大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量120mm以上と予想される場合 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合	
洪水警報			洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：3時間雨量120mm以上 複合基準：3時間雨量60mm以上かつ流域雨量指数 入間川流域=33	
※水防活動 の用に適合するもの		水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

② 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

③ 注意報・警報文の構成

- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
- ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
- ・ 注意警戒文：いつ・どこで、何が組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み 100 文字以内で示す。
- ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

■特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■雨に関する川島町の50年に一度の値

[平成28年3月8日現在]

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川島町	363	129	206

注1) 略語の意味は右のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め全般気象情報と関東甲信地方気象情報については気象庁予報部が、埼玉県気象情報については熊谷地方気象台が発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 荒川及び入間川流域洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区

間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表し、入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。

■指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。 避難勧告等の発令基準の目安とする。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報の発表判断の目安とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。	

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて川島町や川越地区消防組合に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(9) 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「総務課」責任者等へ電話連絡する。

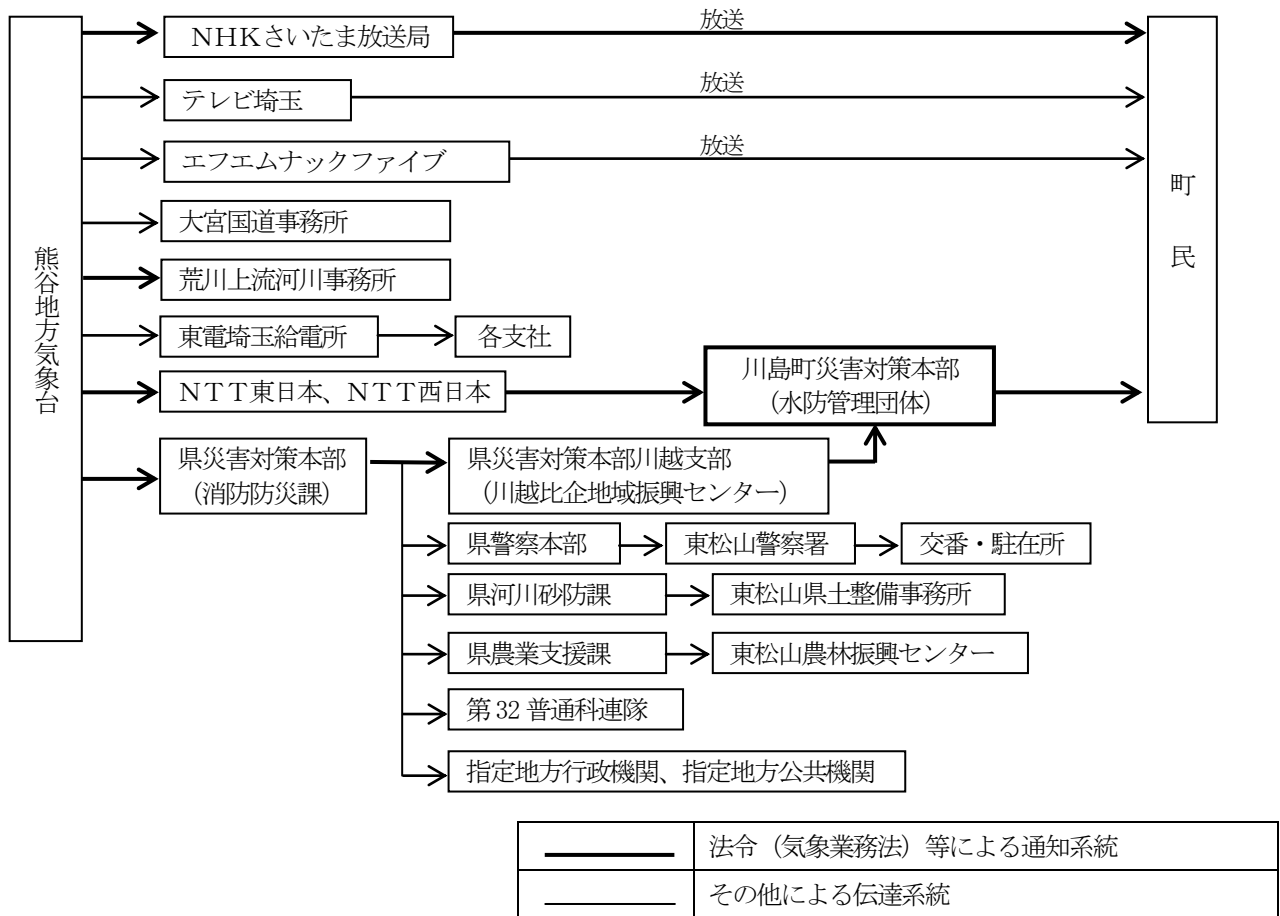
なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、町が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を解除した場合
- 注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 気象情報の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図は以下のとおりである。



第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表し、入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。

(1) 洪水予報の種類

レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	町・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位 河川の水があふれるおそれのある水位 避難判断の参考となる水位	・住民の避難完了 ・町は避難勧告等の発令を判断
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難準備情報(要配慮者避難情報)発令を判断
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

(2) 洪水予報の基準となる河川水位等

① 荒川洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
荒川	左岸	深谷市荒川字下川原 5-2 地先から海まで	熊谷 (熊谷市)	3.50	5.30	5.90
	右岸	寄居町大字赤浜字後古沢 218-18 地先から海まで	治水橋 (さいたま市)	7.50	12.0	12.4

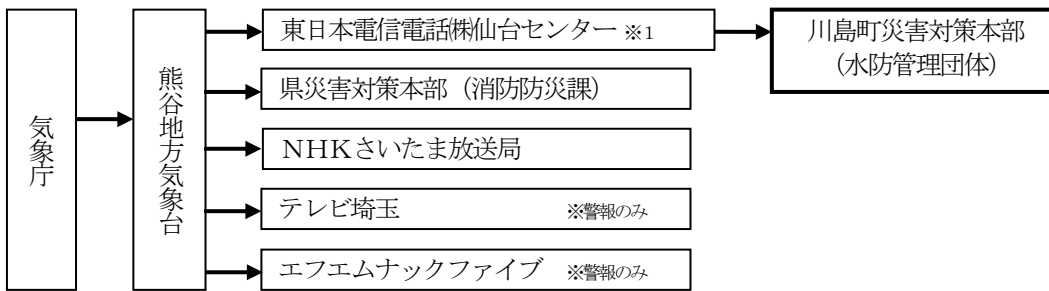
② 入間川流域洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
入間川	左岸	川越市大字的場字飛桶下 1563-1 地先から荒川合流点まで	菅間 (川越市)	8.00	11.50	12.00
	右岸	川越市大字池辺字権現脇臺 1057-2 地先から荒川合流点まで	小ヶ谷 (川越市)	2.50	3.70	3.90
越辺川	左岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地先から入間川合流点まで	入西 (坂戸市)	3.00	3.00	3.20
	右岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 地先から入間川合流点まで				
都幾川	左岸	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	野本 (東松山市)	3.50	3.70	4.30
	右岸	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで				
高麗川	左岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 地先から越辺川合流点まで	坂戸 (坂戸市)	1.50	3.20	3.50
	右岸	坂戸市大字森戸字赤城 847 地先から越辺川合流点まで				
小畔川	左岸	川越市大字吉田字下河原添 608-2 地先から越辺川合流点まで	八幡橋 (川越市)	3.50	4.30	4.50
	右岸	川越市大字吉田字下河原添 608-2 地先から越辺川合流点まで				

(3) 洪水予報の伝達経路及び手段

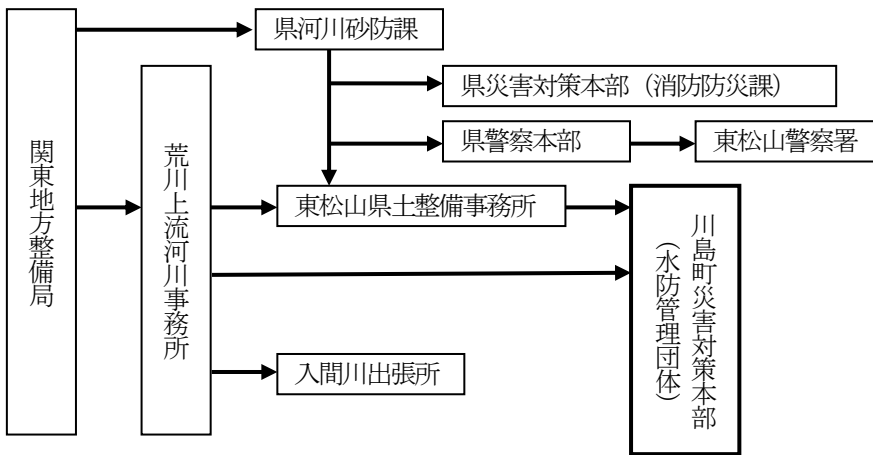
① 気象庁からの伝達



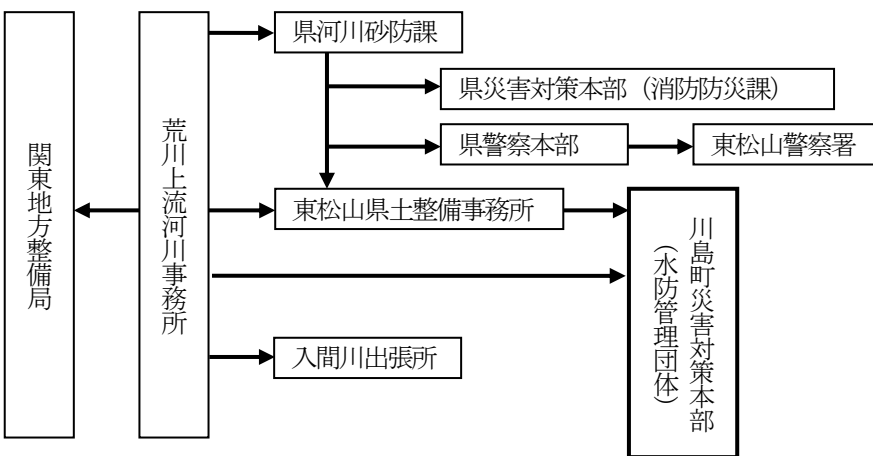
→	基本系 FAX：NTT回線
→	補助系 FAX：NTT回線

② 国土交通省からの伝達

・荒川 (町域関係分)



・入間川流域 (町域関係分)



2 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市町村長が行う避難勧告及び避難指示等の目安となるものである。

本町では市野川が水位周知河川に指定されており、水防法第13条第2項により、知事から通知される。

(1) 種類及び発表基準

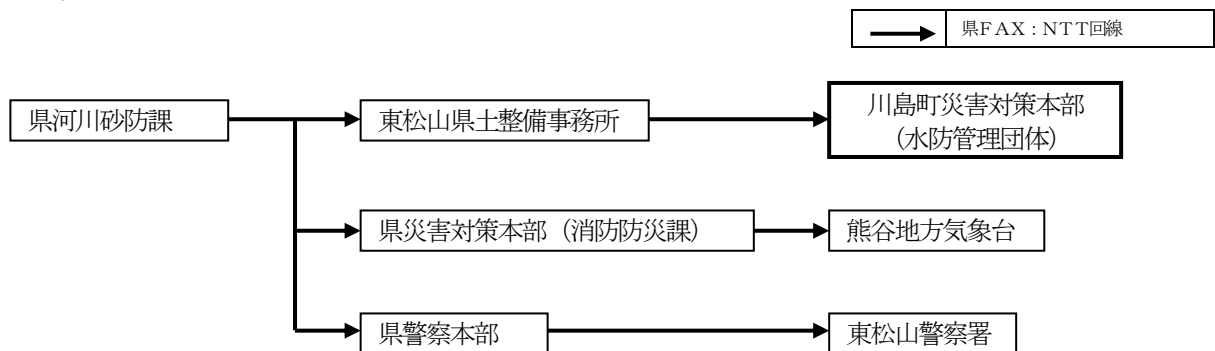
種類	発表基準
はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

(2) 水位周知の基準となる水位等

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
市野川	左岸	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東部（荒川合流点）まで	慈雲寺橋 (吉見町)	A.P.16.50	A.P.16.60	A.P.17.34
	右岸	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東大塚（荒川合流点）まで				

(3) 水位周知の伝達経路及び手段（町域関係分）



3 水防法に基づく水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

水防警報が通知されたときは、職員・関係者に伝達するとともに、水防団に待機又は出動等の措置を指示する。

(1) 水防警報の種類

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが水防活動をやめることはできない旨警告するもの	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量の他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既にはん濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報が発表される。

(2) 水位の種類

危険度 レベル	水位の名称	内 容	左記に伴う 水防活動
レベル5	(はん濫発生)	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導	-
レベル4	はん濫危険水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定される「はん濫のおそれが生じる水位」であり、洪水予警報の発表において用いられる。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動体制を強化する水位 (避難勧告等の発令基準の目安)	出動、指示等
レベル3	避難判断水位	(避難準備情報の発表判断の目安)	-
レベル2	はん濫注意水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動の準備に入る水位	準備、出動等
レベル1	水防団待機水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める水防管理団体が、水防活動に入る準備(待機)を行うための水位	待機、準備等

(3) 国土交通大臣の行う水防警報

① 河川名及びその区域

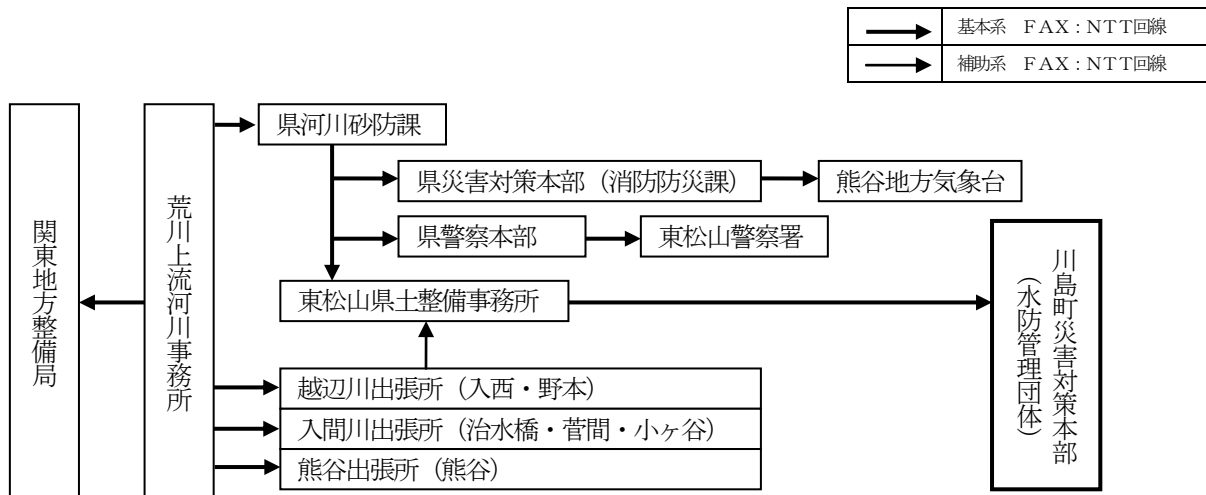
河川名	基準水位観測所	水防警報区域		発表を行う者
		左岸	右岸	
荒川	熊谷	深谷市荒川字下川原 5-2 地先から上尾市大字平方横町 434-1 地先まで	寄居町大字赤浜字後古沢 218-18 地先から川越市大字中老袋字田島 289-1 地先まで	荒川上流河川事務所
	治水橋	上尾市大字平方横町 433-5 地先から戸田市大字早瀬 1-4335 まで	川越市大字中老袋字田島 301-1 地先から東京都板橋区三園町 2 まで	
入間川	小ヶ谷	川越市大字的場字飛樋下 1563-1 地先から川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先まで	川越市大字池辺字権現脇 1057-2 地先から川越市大字府川字高畑 1112-8 地先まで	
	菅間	川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先から幹川合流点まで	川越市大字府川字高畑 1112-10 地先から幹川合流点まで	
越辺川	入西	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地先から入間川合流点まで	毛呂山町大字苦林字清水 346 から入間川合流点まで	
都幾川	野本	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで	

② 水防警報の対象となる基準水位観測所

単位：m

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.30	5.90
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	12.00	12.40
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	3.70	3.90
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.50	12.00
越辺川	入西	坂戸市大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20
都幾川	野本	東松山市大字下押垂	2.00	3.50	3.70	4.30

③ 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



(4) 知事の行う水防警報

① 河川名及びその区域

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
市野川	慈雲寺橋	東松山市大字松山（滑川合流点） から川島町大字東部（荒川合流 点）まで	東松山市大字松山（滑川合流点） から川島町大字東大塚（荒川合 流点）まで	県土整備部 河川砂防課

② 水防警報の発令基準

単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
市野川	慈雲寺橋	吉見町江綱	A.P.15.30	A.P.16.50	A.P.16.60	A.P.17.34

③ 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



第3 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は除く
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

第4 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 町長の通報

前項の通報を受けた町長は、気象庁（熊谷地方気象台）、県消防防災課、東松山警察署、東松山県土整備事務所その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方气象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば、たつ巻、強いひょう等

(2) 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第8節 災害情報通信計画

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び町並びに防災関係機関が緊密に連絡して、迅速かつ的確に収集し伝達・報告する。

第1 基本事項

1 情報総括責任者

情報総括責任者は、総務部長（総務課長）とし、災害情報の収集及び報告を総括する。代理者は総務部副部長（政策推進課長）とする。

2 情報収集体制の確保

総務部長は、情報統括責任者として、被害報告の迅速正確を期するため、各班に対し、以下の点について、決定し、速やかに報告するよう指示する。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整、補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
特別警報、警報、注意報、気象情報等	予警報の内容 予想される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・気象庁ホームページ ・ホットライン ・加入電話、テレビ、ラジオ ・緊急速報メール（特別警報）
雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県水防情報システム ・町雨量観測所 ・雨量観測実施機関（土地改良区）	・防災情報システム ・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位 ・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県水防情報システム ・消防組合、水防団等の警戒員 ・自主防災組織	
危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川のはん濫（溢水決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・町、消防組合、水防団等の警戒員 ・自主防災組織、 ・町民	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
町民の動向	・警戒段階の避難状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

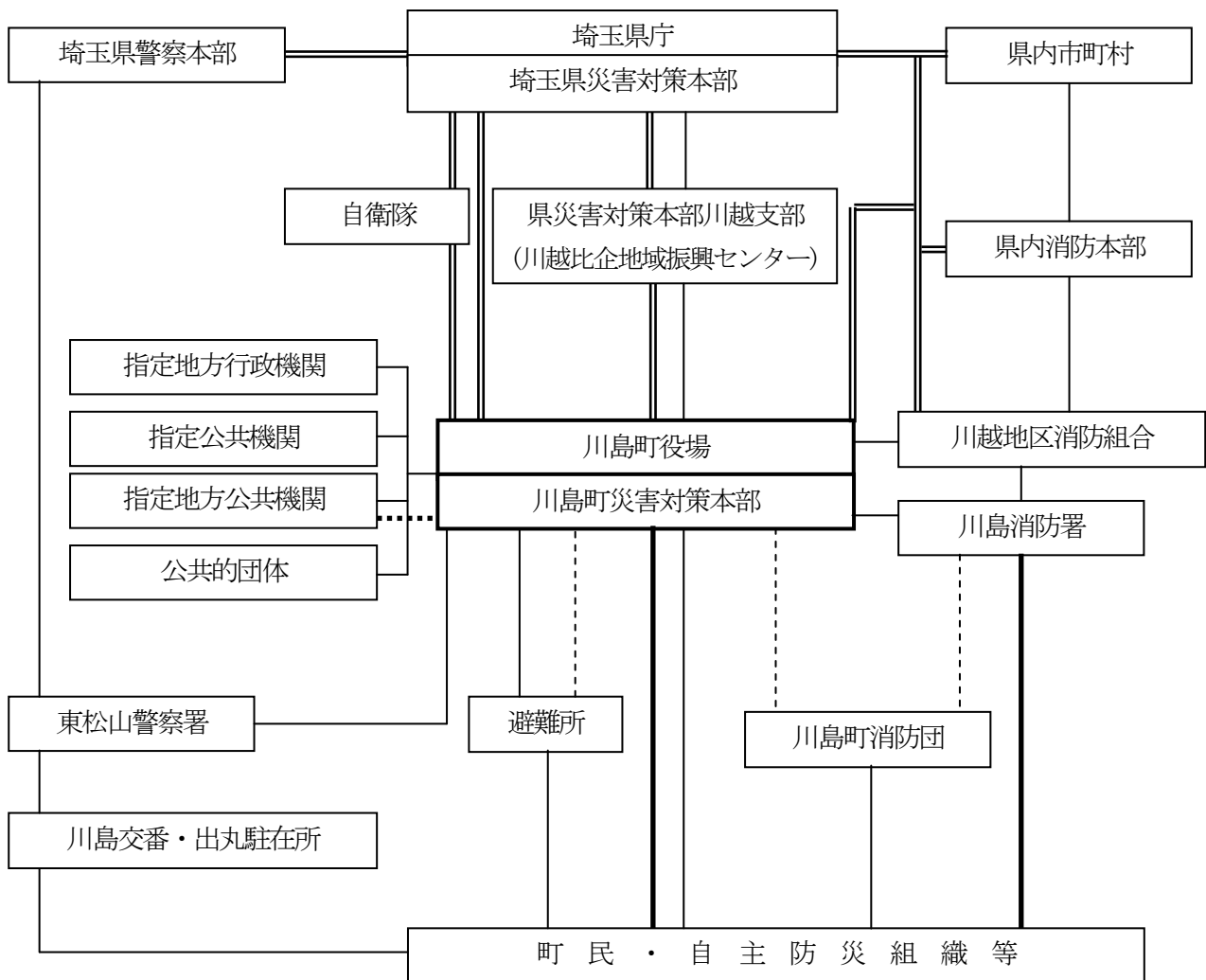
(2) 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川のはん濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死傷者等の人的被害及び発災の予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後即時	町、消防組合、水防団等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、町民	防災情報システム 防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被害状況、応急対策の障害となる道路、橋りょう、電気、水道、ガス、電話等の被害状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	加入電話 専用回線電話 災害応急復旧用無線電話
町民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所の収容の後	避難所管理者、勤務要員 消防、警察 自主防災組織	防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線

(3) 復旧段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
全体的な被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとの物的、人的被害の確定値 	豪雨が一応終息した段階	町職員	加入電話 防災行政無線移動局
町民の避難に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 今回の災害により開設された避難所名、収容人数（世帯数）、避難した町民の地区名、開設・収容、閉鎖の日時 食料、物資等の調達支給状況 	避難所への収容後事態が収まった段階	町職員	
ライフライン復旧の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 道路、橋りょうの破損、復旧状況 電気、水道、ガス施設の破損、復旧状況 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	各道路管理者 各ライフライン関係機関	
その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事等の実施、進捗状況 消毒、大型ごみの回収の必要性 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	町職員 各防災関係機関	

4 情報連絡系統



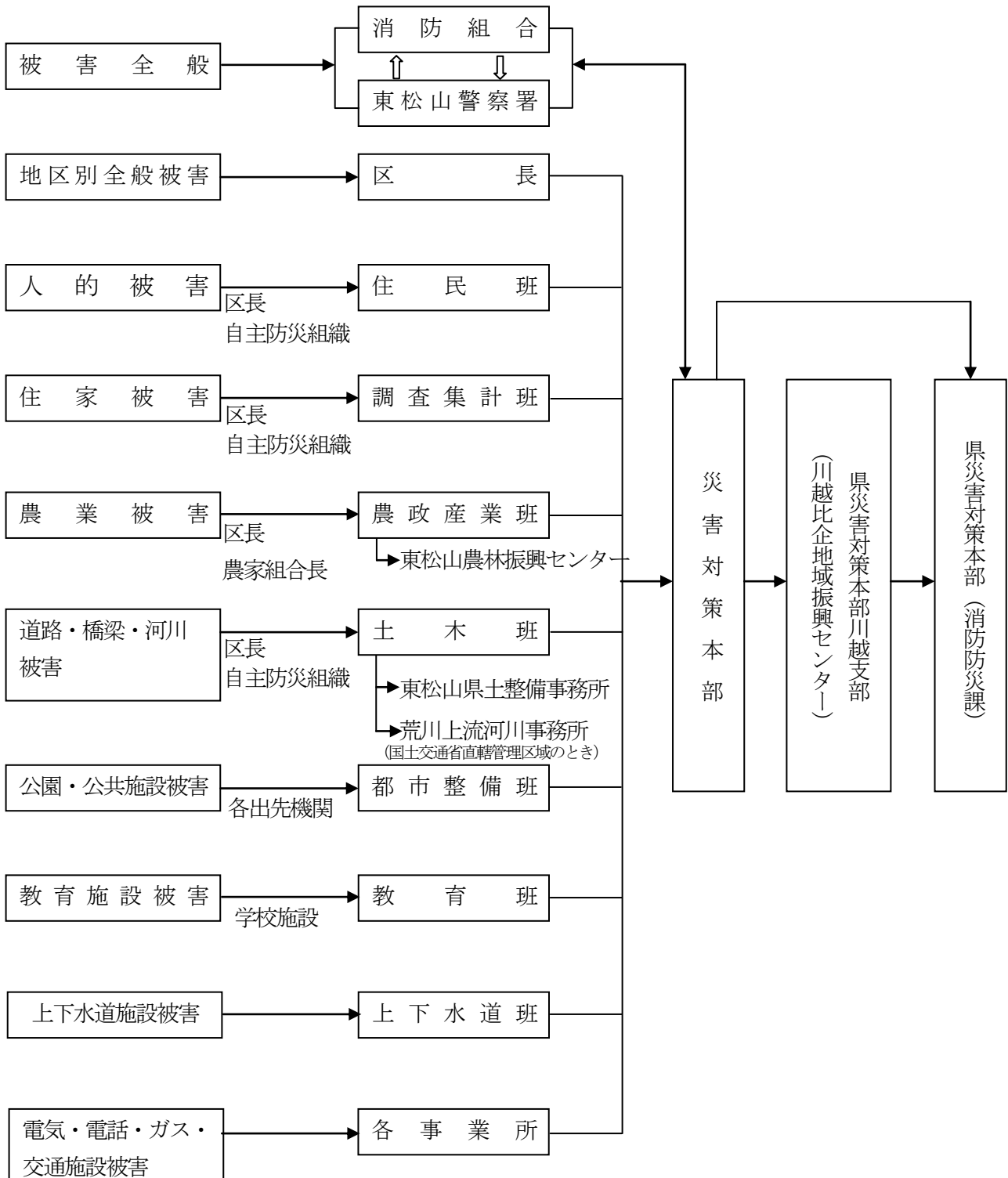
伝達手段			
————	電話・広報車・伝令	=====	県防災行政無線
-----	防災無線移動系	航空機
————	防災無線固定系		

第2 被害情報の収集・伝達

1 町の責務

町は、町内で災害が発生したときは、この防災計画及び埼玉県地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、埼玉県の防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関し、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 被害情報の収集報告系統



3 被害状況調査及び報告

(1) 被害状況調査

■情報の収集

- ▶ 各部が必要により調査班を編成して実施し、適切な処置をとる。
- ▶ 災害情報の収集にあたっては、警察及び消防と緊密に連絡する。
- ▶ 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- ▶ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- ▶ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ▶ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 被害程度の判定

【資料編 3-7「被害報告判定基準」参照】

(3) 情報の報告

町は、次の災害について県に対し被害状況等の報告を行う。なお、県に報告が出来ない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は、発生速報、経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

■報告すべき災害

- ▶ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ▶ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ▶ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ▶ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ▶ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ▶ 地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
- ▶ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

① 発生速報

埼玉県の防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

② 経過速報

埼玉県の防災情報システムにより、特に指示がある場合のほか、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

③ 確定報告

被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

■埼玉県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務時間内	県消防防災課 電話 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181、FAX 6-8159	県消防防災課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181 FAX 6-8159
勤務時間外	県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 電話 6-8111、FAX 6-8119	

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 [平日(9:30~18:15)]	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	消防防災無線	TN-90-49013	TN-90-49033
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033
宿直室 [上記以外]	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	消防防災無線	TN-90-49102	TN-90-49036
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49102	TN-048-500-90-49036

【資料編 4-5 「被害情報の報告様式」参照】

第3 通信手段

1 災害通信の運用方針

災害時の通信は有線通信を原則とするが、優先通信の途絶も考慮し、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 災害対策本部と各部・班との通信手段

通信手段については、防災行政無線（移動系）を使用する。

また、避難所との通信手段は、防災行政無線（移動系）もしくは有線を使用する。

3 埼玉県との通信手段

町と県との通信手段は、県防災行政無線、衛星通信ネットワークシステムを使用し、県災害対策本部及び埼玉県の地域機関と情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

町と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線等を使用して迅速かつ円滑に、また混乱のないように通信連絡を実施する。

5 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

6 町民への広報手段

町民への広報は、迅速・確実を期して、以下の方法のうち適当な手段を選択して実施する。（重

要な情報については、複数の伝達手段・システムを使用して伝達の確実を期する。）

■町民への広報手段

- | | |
|-------------------|----------------|
| ▶ 防災行政無線固定系（同報無線） | ▶ ツイッター |
| ▶ サイレン | ▶ かわべえメール（登録制） |
| ▶ 広報車（消防車両を含む） | ▶ データ放送 |
| ▶ 有線電話（区長、防災関係組織） | ▶ 報道機関 |
| ▶ 伝令 | ▶ 航空機 |
| ▶ 町ホームページ | ▶ その他使用可能な広報媒体 |

第4 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

町は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した町民の収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町民に周知する。
- ② 町民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口で総務省令に規定する様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、町長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 町は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照

会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 災害により死亡し又は負傷した町民に該当するか否か

② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 災害により死亡した町民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在

③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第9節 広報広聴活動計画

災害発生時において、町民に対し災害情報、災害応急対策の実施状況、諸注意事項等の適切な情報を適宜広報することにより、社会秩序の維持と人心の安定を図ることを目的として、以下の計画を定める。また、災害発生後の町民意識や要望を把握し、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して役場庁舎内等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第9節 広報広聴活動計画」を準用する。

第10節 水防活動計画

川島町水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び樋管の操作、水防のための水防団及び消防組合の活動、他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、水防法第33条の規定に基づき定められている。

第1 水防体制

川島町は、水防法の定めるところにより水防管理団体として本地域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、本地域における水防活動は、町、水防団及び消防署が中心となり、また、警察署等関係機関と密接な連携を図り実施する。

1 水防非常配備の種類

(1) 準備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに召集その他の活動ができる体制をとる。

(2) 警戒体制

水防関係部署職員の責任者を収集し、水防活動の必要な事態が発生すれば、関係職員の動員が即時可能な体制を準備する。

(3) 緊急体制

各課局室長全員、職員の一部を動員し、水防団と協力して増水状況等の調査及び応急対策を実施する。

(4) 非常体制

全職員を動員し完璧な水防体制をとる。

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防を巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省の管理区域にあっては国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県の管理区域にあっては東松山県土整備事務所に報告して、必要な措置を求めると共に水防作業を開始する。

2 堰、樋管の操作

堰、樋管の管理者は、降水又は増水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び東松山県土整備事務所長に通知する。

3 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

4 重要水防区域

川島町水防計画「重要水防区域一覧表」による。

5 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、町民の立入を禁止、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

第3 水防機関の活動

1 非常配備

(1) 消防組合

消防組合は、非常配備体制実施要領に基づき、体制を整え活動する。

また、状況に応じて第2編第3章第24節に準じて対応にあたる。

(2) 水防団

水防団は、川島町水防団条例に基づき、体制を整え活動する。

【資料編1-3「川島町水防団条例」参照】

第4 決壊時の措置

1 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第25条の規定に基づき直ちにその旨を東松山県土整備事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者、又は市町村長に通報する。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所のある場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。

2 警察官の出動要請

水防管理者は堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき東松山警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づきその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び東松山警察署長に通知する。

第5 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

(1) 協力応援

水防管理者は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

水防管理者は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし、協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

2 自衛隊に対する出動要請

第2編第3章第5節参照

第6 水防報告

1 水防活動状況報告

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を東松山県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより次のとおり報告する。なお、事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所がある場合は荒川上流河川事務所担当出張所に報告する。

(1) 定時報告

水防警報「出動」発令時から1時間毎に定時報告書により報告する。

(2) 異常報告

亀裂、漏水、深掘れ、水があふれる等の状況が生じた場合、逐次、水防活動速報報告書により報告する。

(3) 重大災害状況報告

堤防の決壊等重大な状況が生じた場合、逐次、破堤等重大災害状況により報告する。

2 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者は遅滞なく水防実施状況報告書により東松山県土整備事務所を経由して知事に報告する。

第11節 避難計画

町は、台風の接近、集中豪雨等に伴い、災害が発生するおそれがあるときは、危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図る。

第1 避難の勧告及び指示

1 実施責任者

避難の勧告・指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたとき、原則として町長が実施する。

ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の者が実施する。

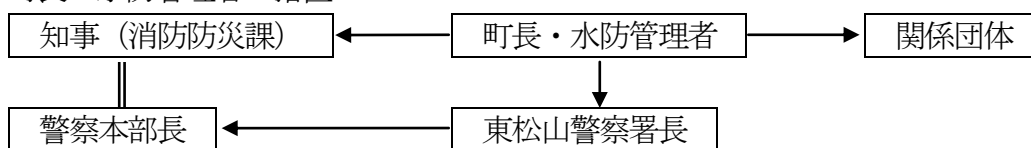
実施責任者	災害の種類	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	・町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ・町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法 第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

※ 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

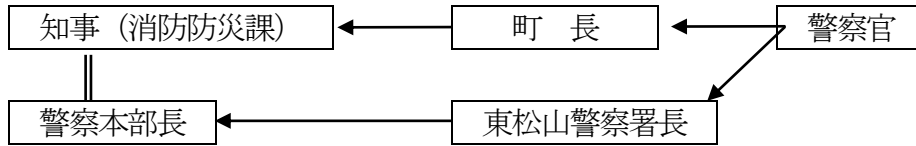
2 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（「→」は通知、「＝」は相互連絡を示す）

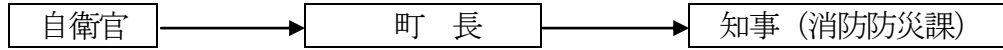
(1) 町長・水防管理者の措置



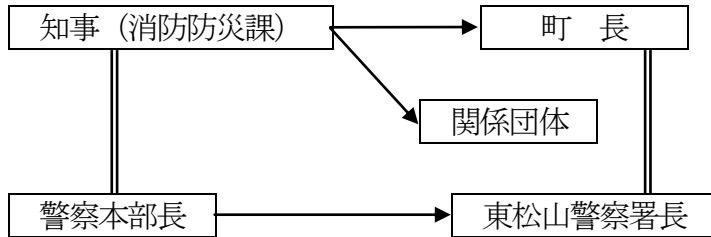
(2) 警察官の措置



(3) 自衛官の措置



(4) 知事又はその命を受けた県職員



3 避難勧告・指示等の発令基準

避難の勧告等については、次の基準により発令し、伝達する。

種別	発令基準
避難準備情報	1 河川が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 2 その他避難の準備勧告を必要とするとき
避難勧告	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき 3 河川がはん濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき 5 地殻変動により著しい危険が切迫しているとき 6 火災が拡大するおそれがあるとき 7 その他、人命に危険があると認められるとき
避難指示	1 破堤（堤防の決壊）、越水（堤防からの水の流出）等を確認したとき 2 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき 3 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は危険区域に残留者があるとき

※各河川（荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川）の避難勧告等発令の判断基準については、

【資料編6「避難勧告等発令の判断基準」参照】

4 避難勧告・指示等の伝達

避難勧告等を伝達する際は、次の伝達内容と伝達方法により、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等については、あらかじめ定めた伝達方法により、洪水予報、推移到達情報を直接伝達する。

種別	伝達内容	伝達方法
避難準備情報	1 勧告者 2 対象地域 3 避難準備すべき理由 4 避難に際しての注意事項	・防災行政無線 ・町ホームページ ・かわべえメール(登録制) ・エリアメール ・災害情報放送、データ放送 ・広報車
避難勧告	1 勧告者 2 対象地域 3 避難の理由	・サイレン、警鐘、標識によるほか防災行政無線、広報車、航空機、消防組合等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 ・できるだけ町民を恐怖状態に陥らせないように注意するとともに、火災の予防についても警告するものとする。
避難指示	4 避難場所 5 避難経路 6 その他注意事項	

※ 要配慮者については、視覚障がい者は電話、口頭、聴覚障がい者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

5 避難勧告等の考え方

	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者等に対する避難情報)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動(垂直避難)

※避難準備情報：要配慮者(避難行動に時間を要する者)に避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難勧告：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める又は促すものである。

避難指示：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

6 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、町民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定権者は、関係法規に基づき次のように定められている。

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	内 容 (要件)	根拠法令
町長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	・町長、その委任を受けた町長の職権を行う町職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災害対策基本法第63条第2項の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。なお、災害対策基本法第63条第1項の規定する措置をとったときは、命ぜられた部隊の自衛官は、直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条

(2) 伝達方法

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様の方法で、関係機関及び町民にその内容を周知する。

7 避難誘導

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択する。

(2) 誘導の方法

避難は、水（消）防団及び自主防災組織と連携し、自身の安全を確保したうえで、避難路の状況等を適宜判断し、安全な経路を選び誘導する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児など自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者に対しては、避難誘導が必要となる。そのため、消防署員、水（消）防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。また、状況により、病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、適当な場所に集合し、車両等により輸送する。なお、混乱が予想される場合は、警察及び消防等へ協力を要請する。

(3) 避難時の携帯品等

避難にあたっては、次のものを携行するよう指導する。なお、これらは非常持出品としてできるだけ一袋にまとめておくよう平素から啓発指導する。また、寝たきり高齢者、病弱者等要介護者にかかる常時必需品の携行確保についても併せて行う。

項目	内容
携帯品	貴重品、食料（1日分位）、着替え、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ、身分証（住所、電話番号、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）、その他家庭により必要なもの（医療品、オムツ等）
服装	動きやすい服装とし、素足を避け、帽子（頭巾）、防雨衣、防寒具（必要に応じ）等を携行する。
戸締り等	避難に先立って、時間的に余裕がある場合は、家屋の補強、家財の高所移動等を行い、また、戸締りを十分に行うこと。 また、停電回復時の出火を防止するため、ブレーカーは落として避難する。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所開設の報告

(1) 町長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに埼玉県の防災情報システムにより県に報告するとともに、警察、消防等関係機関に連絡する。

(2) 報告事項

- ① 避難所開設の目的、日時、場所及び施設名
- ② 収容人員及び収容状況
- ③ 開設期間の見込み

2 避難所の運営管理

避難所の開設は、町職員、施設管理者、又は委託契約をした避難所開設員が行う。配置された職員は、本格的な避難所組織ができるまで、あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に従い運営にあたる。

【資料編5「避難所運営マニュアル」参照】

3 避難所の縮小・閉鎖

(1) 避難所の縮小

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設、避難

者を他に移送し、避難所数を縮小する。

(2) 避難所閉鎖の決定

町は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で、災害対策本部の判断により、避難所を閉鎖する。

なお、担当の避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事する。

(3) 県等への報告

町は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内で県に要請する。

第3 他都道府県からの避難者の受入

町は、大規模災害時において県から他都道府県からの避難者の受入れについて要請があった場合は、県と協議のうえ、公共施設の中から避難者を受入れる施設を選定する。

第12節 救急救助・医療救護計画

大規模災害発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、町は消防、警察等と協力の下、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第10節 救急救助・医療救護計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

災害時に、被災者及び災害応急対策に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実な供給を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第11節 食糧供給計画」を準用する。

第14節 衣料、生活必需品等の供給計画

災害時に被災者に対する衣料、生活必需品等の供給については、その確保と迅速公平な支給を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第12節 衣料、生活必需品等の供給計画」を準用する。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料用として適当な水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第13節 給水計画」を準用する。

第16節 住宅・公共施設応急対策計画

風水害により被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれに収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。また、応急活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図り応急対策を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第15節 住宅・公共施設応急対策計画」を準用する。

第17節 環境衛生整備計画

災害に伴い発生した廃棄物、並びに災害時における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の感染症等の予防と早期復興を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第16節 環境衛生整備計画」を準用する。

第18節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される行方不明者等について、迅速かつ適切に捜索を行い、死亡した者については、埋・火葬を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第17節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第19節 障害物除去計画

風水害により土砂、竹木等の障害物が、住居又は道路等に堆積した場合に、これを速やかに除去し、町民生活の保護と、被災者の救護並びに交通路の確保を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第18節 障害物除去計画」を準用する。

第20節 輸送計画

災害時の応急対策等に必要な人員及び物資の輸送並びに、被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するために必要な車両等を確保し、輸送の万全を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第19節 輸送計画」を準用する。

第21節 労務供給計画

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第20節 労務供給計画」を準用する。

第22節 警備・交通対策計画

風水害が発生した場合には、町民の安全を確保するため、警察と協力して警備及び交通対策を実施する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第21節 警備・交通対策計画」を準用する。

第23節 文教・保育対策計画

災害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るため、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第22節 文教・保育対策計画」を準用する。

第24節 要配慮者等の安全確保対策計画

災害時に、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの災害時要援護者の被害状況や安否について、家族や近隣住民、自主防災組織等の協力を得て把握、確認し、安全確保を図る。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第23節 要配慮者等の安全確保対策計画」を準用する。

第25節 電力施設応急対策計画

非常災害の発生するおそれがある場合は、東京電力(株)川越支社は、各設備に有効な予防方策を講じ被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持する。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第25節 電力施設応急対策計画」を準用する。

第26節 電気通信設備応急対策計画

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第26節 電気通信設備応急対策計画」を準用する。

第27節 ガス施設応急対策計画

台風、洪水等の自然災害及び大規模なガス事故等により、都市ガス施設及びLPガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

武州ガス(株)が実施する応急対策は、次のとおりである。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第27節 ガス施設応急対策計画」を準用する。

第28節 下水道施設応急対策計画

風水害により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設への影響を把握する必要がある。また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

本節は、第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策計画
「第28節 下水道施設応急対策計画」を準用する。

第4章 風水害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

本節は、第2編 震災対策計画 第4章 震災復旧計画
「第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進していく。

本節は、第2編 震災対策計画 第4章 震災復旧計画
「第2節 災害復興計画」を準用する。

第3節 民生安定化計画

大規模災害時には、多くの人々が被災し、町民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の回復を図るため、防災関係機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講ずる。

本節は、第2編 震災対策計画 第4章 震災復旧計画
「第3節 民生安定化計画」を準用する。

第4節 義援金品の受入・配分計画

町民及び企業等から町に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分を確実かつ迅速に行うための計画を定める。

本節は、第2編 震災対策計画 第4章 震災復旧計画
「第4節 義援金品の受入・配分計画」を準用する。